



Japan Airlines Co.,Ltd.

NRE Tennozu Bldg. 19F  
4-11, Higashi-shinagawa 2 chome  
Shinagawa-ku, Tokyo 140-8637

JALCARGO-INFO-25-011

2025年5月26日

お客様各位

日本航空株式会社  
貨物郵便本部 販売部

### ホーチミンシティ・タンソンニヤット国際空港 (SGN) 向け税関用パウチ提出の廃止について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より JALCARGO をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、現地税関側のシステム不具合に伴い、2015年9月1日付 JALCARGO-INFO15-018 にて 皆さまにご協力をお願いしてまいりました ホーチミンシティ・タンソンニヤット国際空港 (SGN)線に搭載される貨物を対象とした必要書類を提出する運用につきまして、今般 現地税関との確認が取れ、当該措置を廃止することとなりましたので お知らせいたします。

皆さまのご理解とご協力を賜りますよう よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

#### 以下の運用を、即日廃止(終了)といたします。

##### (1) 対象便および対象貨物

ホーチミンシティ・タンソンニヤット国際空港 (SGN)に乗り入れる弊社便に搭載されるすべての貨物  
(混載・ストレートを問わず、すべての貨物が対象となります。)

##### (2) お客様への依頼事項

本来のドキュメントパウチとは別に、以下要領に基づき、税関提出用にもう一通の封筒を航空貨物運送上(以下 MAWB)に添付して搬入いただきますようお願いいたします。

- ① 「For SGN Customs」を封筒に表記する。
- ② ・混載貨物の場合、MAWB、HAWB、House Manifest のコピーをそれぞれ一部ずつ同封する。  
・ストレート貨物の場合、MAWB のコピーを 1 部同封する。

以上